

「再審法の改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める

請願

1 請願の趣旨

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正の促進を国に求める意見書」を国に提出する。

2 請願の理由

「真の自由を」求める袴田事件の再審裁判開始

2023年10月27日、静岡地方裁判所で、確定死刑囚袴田巖さん（87歳）の再審裁判が始まったことが大きく報道され、市民の注目を受けています。

袴田さんは、1966年に強盗殺人・放火事件の犯人として逮捕・起訴され、一貫して無実を訴えるも死刑判決が確定。2014年、静岡地裁が捜査機関の「証拠ねつ造」を指摘し再審開始決定を出しましたが、検察の不服申し立てにより、9年もの歳月が流れ、ようやく無実をはらす裁判にたどりつくことができました。

袴田さんは、47年間の拘禁生活で精神が病み、意思疎通が難しい状態になっておられます。

誤った裁判をやり直す再審の手続きの改正は必要

えん罪は国家による最大の人権侵害です。罪を犯していない人を有罪としてしまった間違った裁判はやり直し、なんとしてもたださなければなりません。

現在の再審法の規定は大正時代につくられたもので、戦後、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除した以外、改正されていません。

袴田事件をはじめとするえん罪事件の犠牲となった被告を早期に救済するためにも、時代に遅れた再審法の改正を求める声が強まっています。今年、袴田事件の再審開始決定が出たときにマスコミ各社は、再審制度の不備を指摘しました。地方議会でも、昨年末で、再審制度の見直しを求める意見書が209自治体で採択されています。日本弁護士連合会は、全国会議員に再審法改正の要請を重ねております。

私たちが求める改正の骨子

i 検察官は無実を立証するために有効な証拠もすべて開示することが義務化

されるべきです。

- ii これまで再審手続きがきわめて長期化しているのは、再審開始決定に対し検察官の不服申し立てができるからです。再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止し、直ちにやり直しの裁判を行い、ここで検察官は有罪の主張・立証を行うようにすればよいのです。
- iii 現行の再審法の規定はあまりに古いままで、再審申立てに関与した裁判官も法改正をして手続きを整備すべきだとの意見を述べています。

以上の実現のために、国に対し、再審法の改正の促進を求める意見書の採択をお願いします。